

いじめ防止基本方針

いじめ
しない させない ゆるさない

花巻市立笹間第一小学校

〔保護者版〕

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童のいじめに対する理解を深め、それに立ち向かう人づくりを旨として、次の5点を基本理念として対策を講じます。

- (1) 学校、家庭、地域が一体となって未然防止にあたり、早期発見、早期解決を図る。
- (2) すべての子どもが認められる学級、すべての子どもが活躍できる授業、すべての子どもが輝く学校をつくりあげる。
- (3) 校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が共通理解を図り、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) いじめを許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明する。
- (5) P T A、地域と連携し、いじめの問題の解決に向け協働し、児童、保護者を孤立させない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの態様として考えられること〉

①心理的な影響を与えるものとして

- ・冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・パソコンや携帯電話での誹謗中傷 等

②物理的な影響を与える行為として

- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 等

めざす学校の姿

いじめのない学校

早期発見

- ・日常観察や日記等による把握
- ・始業前の出欠席の把握
- ・連絡帳等による家庭との連携
- ・学校生活アンケート
- ・スクールカウンセラーによる教育相談
- ・職員間の情報交換 等

早期対応

- ・正確な実態把握
- ・指導体制、方針決定・いじめ解消に向けた指導
- ・解消後の経過観察
- ・継続指導
- ・再発防止活動

家庭・地域との連携

関係機関との連携

未然防止

いじめについての共通理解

学校では

家庭では

児童会では

- ・規律ある学校生活
- ・確かな学力
- ・自己存在感のある学校生活

- ・家庭での約束やきまり
- ・家庭学習の充実
- ・家族の一員としての役割

- ・あいさつシャワー運動
- ・児童会取り組み（よいことさがし）
- ・縦割り班活動の充実

いじめ防止を考える日（6月1日）

いじめ防止対策委員会
(いじめ防止のための組織)

構成員：校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、学年担任
(他 P T A 会長、地区民生委員等は内容に応じて定める)

こんな様子が見られたらすぐに学校に連絡を！

身 体 ☐けがや傷を負って帰ってくる
☐登校時に体の不調を訴える
☐寝つきが悪く、寝不足が続く
☐急に食欲がなくなる

表情や態度 ☐学校の話进行避ける
☐友だちのことを話さなくなる
☐感情の起伏が激しくなる
☐家族や物にあたるが多くなる

行 動 ☐電話を受けた後落ち着きがない
☐突然友だちに呼び出される
☐人に物を貸すが多くなる
☐家からお金を持ち出す
☐そわそわして落ち着かない

持 ち 物 ☐持ち物にいたずらがきをされている
☐お金の使い方が激しくなる

服 装 ☐下校後の服が汚れたり、破られたりしている。

いじめ防止計画

〔1学期〕

4月 ・「笹間第一小学校いじめ防止基本方針」提示

5月 ・学校生活アンケート①（児童）

6月 ・いじめ防止を考える日（6／1）

・いじめについて考える月（児童会）

・いじめについてのアンケート①（保護者）

・縦割り班遊び

7月 ・縦割り班ピカピカコンクール（清掃）

・いじめ防止、教育相談、カウンセリング能力の向上に向けた職員研修

〔2学期〕

9月 ・心と体の健康観察（児童）

11月 ・学校生活アンケート②（児童）

・いじめについてのアンケート②（保護者）

・児童ゲーム集会

12月 ・縦割り班ピカピカコンクール（清掃）

〔3学期〕

2月 ・学校生活アンケート③（児童）

・感謝のメッセージ取り組み（児童会）

3月 ・縦割り班ピカピカコンクール（清掃）

・引き継ぎ資料作成